

デジタルコンテンツ制作業務 企画提案募集要領

宮城県では、デジタルコンテンツ制作業務（以下「本業務」という。）について、業務受注者を次のとおり公募します。

1 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行需要が落ち込み、観光業界は甚大な被害を受けている。一方で、観光情報の収集や商品購入の場がオンラインに移行するなど、今後さらに観光分野におけるデジタル化が加速することが想定され、新しい生活様式に対応した新たなプロモーションに取り組む必要がある。

そこで本業務では、新たな観光プロモーションの手法として、デジタルを活用して、地域や人、特産品など多様な魅力を体験することができる媒体（以下、「コンテンツ」という。）を制作することで、国内外からの誘客を図るとともに、県内の観光PRや当県のファン創出により、交流人口の拡大を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) コンテンツ制作に向けた調査・分析・情報収集

コンテンツ制作に向け、他都道府県等で既に実施されているデジタルコンテンツの内容等の調査・分析を行ったうえ、制作するコンテンツの素材となり得る、宮城県内観光情報を収集すること。

(2) コンテンツ企画・制作

イ (1)で収集した情報をもとに、本業務に適している観光素材を2つ選定し、コンテンツを制作すること。

ロ 制作するコンテンツの選定にあたっては、「特別感」「地域優位性」等に配慮し、デジタルコンテンツとしてターゲットに訴求できるものとする。

なお、コンテンツ制作にあたっては、下記(3)の広報宣伝と一体的に実施できるようにすること。

ハ ターゲット設定にあたっては、国内外からの誘客を図ることを想定しているが、詳細は、契約締結後、発注者と受注者で協議して決定する。

ニ 制作するコンテンツについては、国内外から宮城県への来訪につながるものとし、詳細については、契約締結後、発注者と受注者が協議して決定する。

ホ 下記(3)コンテンツ広報宣伝の実施期間を踏まえて、コンテンツ企画・制作期間を設定すること。

(3) コンテンツ広報宣伝

自社の広報媒体のほか、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。なお、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含むものとする。

(4) その他

- イ コンテンツの活用手段や活用方法について、受注者から発注者に対して提案すること。
- ロ 本業務に要する一切の経費については、受注者が負担すること。

4 事業費（委託上限額）

本業務の契約限度額は10,321,300円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 応募資格

(1) 本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- イ 本業務を適正かつ円滑に履行するに足る能力を有する者であること。
- ロ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- ハ 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(2) 上記(1)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

6 スケジュール（予定を含む）

令和4年7月26日（火）	企画提案募集開始
令和4年7月28日（木） 正午	本業務に関する質問受付期限
令和4年8月 1日（月）	本業務に関する質問への回答期限
令和4年8月10日（水） 正午	企画提案参加申込及び企画提案書提出期限
令和4年8月中旬（予定）	企画提案書の選考（書類審査）
令和4年8月下旬（予定）	企画提案書審査結果の通知

7 本業務に関する質問の受付

(1) 受付期限

令和4年7月28日（木） 正午まで（必着）

(2) 提出方法

別紙様式第1号により、18の「応募、問い合わせ窓口」に電子メールで提出すること。電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年8月1日（月）までに宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項

に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

- イ 企画提案参加申込書（別紙様式第2号） 1部
- ロ 宣誓書（別紙様式第3号） 1部
- ハ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

（イ）官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

（ロ）過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限

令和4年8月10日（水） 正午まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 提出先

18の「応募，問い合わせ窓口」

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（任意様式。A4版ヨコ片面印刷。目次と表紙を除き20ページ以内） 10部

なお、上記10部のうち、公平性の確保及び公正な選考の観点から、7部については、事業者名を無記載とする等、参加申込事業者が判別できないようにすること。

(2) 企画提案書の構成

- イ 制作するコンテンツの内容・コンセプト・選定理由
※観光素材を用いて、可能な限り具体的に例示すること。
- ロ 広報宣伝手法
- ハ 活用方法
- ニ 独自性ポイント
- ホ 実施体制
- ヘ 過去の類似実績内容
- ト 参考見積

(3) 提出期限 令和4年8月10日（水） 正午まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 18の「応募，問い合わせ窓口」

10 提出された資料の取扱等

(1) 本業務への応募に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出する企画提案書は、1者につき1点とする。

(3) 提出された企画提案書は、返却しない。

(4) 企画提案書は、採点及び審査以外には無断で使用しない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、業務委託候補者と選定された場合であ

っても無効とする。

- (6) 提出された企画提案書は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

11 受託候補者の選定

- (1) 業務委託候補者の選考（書面による選考）

企画提案書により審査し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、その同数となった提案者の中で次点の評価点を付けた委員数が最も多い提案者を選定し、なお同点の提案者がいる場合はその提案者の中で第3位の点数を付けた委員が最も多い提案者を選定する。それでもなお同点の提案者がいる場合は、提案した見積書の金額が最も少額である者を選定する。

ただし、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

- (2) 選定結果の通知

審査結果は、審査終了後に個別に通知する。

- (3) 委託契約

委託者は、選定した受託予定者と、指名委員会の審議を経たうえで、別途県が作成する業務委託仕様書に基づき、予定価格の範囲内で見積もり合わせにより頭書の業務を委託する。

なお、受託予定者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査が次点の評価を受けた企画提案者を受託予定者とする。

12 評価基準・配点

- (1) 制作するコンテンツの内容・コンセプト・選定理由（配点40点）

制作するコンテンツの内容・コンセプトは、業務の目的を果たし、宮城県への誘客を促進する内容となっているか。

- (2) 広報宣伝手法（配点10点）

制作したコンテンツの周知が、効果的に図られる内容となっているか。

- (3) 活用方法（配点20点）

本県の観光PRやファン創出のため、制作したコンテンツを有効に活用される手法が提案されているか。

- (4) 独自性（配点10点）

独自性のある工夫が凝らされているか。

- (5) 実施体制（配点10点）

実施体制が整っており、各制作物等の納期が確実と見込めるか。

- (6) 過去の類似業務の実績（配点5点）

過去の類似業務は実績が高いと認められるか。

- (7) 当事業に係る経費（配点5点）

業務に係る費用は効率的となっているか。また、ランニングコストが必要最低限となっているか。

13 失格事由等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- ロ 本募集要領等に従っていない場合
- ハ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- ニ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ホ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

(2) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（別紙様式第4号）を提出すること。
- ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ハ 企画提案書の再提出は認めない。

14 業務成果の取扱い

(1) 本業務による成果品の著作権の帰属先については、発注者と協議の上決定する。

(2) 発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。

また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(3) 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

15 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約完了後も同様の扱いとする。

16 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

17 その他必要な事項

本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者との協議の上決定する。また、契約締結後にあっても県の指示により内容変更を求めることがあるため、その場合は、柔軟かつ迅速に対応すること。

18 応募、問い合わせ窓口

本業務に関する問い合わせは、本要領の公表後から応募の締切までの間、下記において受け付ける。
なお、審査の経過や結果、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等については回答できない。

記

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階

宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室

電話番号 022-211-2895 (ダイヤルイン)

ファクシミリ番号 022-211-2829

E-mail kanpro1@pref.miyagi.lg.jp

担当 誘客推進第一班